

参照法令（美容師法関係）

○美容師法(昭和 32 年法律第 163 号) (抄)

第 7 条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

○美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号) (抄)

第 4 条 美容師が法第 7 条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 1 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 3 前 2 号のほか、都道府県（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあっては、市又は特別区）が条例で定める場合

○茨城県美容師法施行条例(平成 11 年茨城県条例第 62 号) (抄)

第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設その他の施設で規則に定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において美容を行う場合
- (2) 前号に定めるもののほか、政令第 4 条第 1 号に準ずるものとして規則で定める場合

○茨城県美容師法施行細則（平成 10 年茨城県規則第 11 号）(抄)

第 6 条 条例第 4 条第 1 号の社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 31 条に規定する身体障害者福祉センター
- (3) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設
- (4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設及び同条第 26 項に規定する福祉ホーム
- (6) 刑務所等の矯正施設

第 7 条 条例第 4 条第 2 号の規則で定める場合は、次に掲げる者のうち美容所に来ることが困難な者に対して、その者の自宅において美容を行う場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者及び同条第 4 項に規定する要支援者